

私たちは誰でも幸福に生きる権利をもっており、憲法でも保障されています。しかし、ある日突然犯罪によって精神的、経済的負担を強いられ、これらの権利を奪われてしまうことがあります。一家の働き手を失った場合は、経済的負担を強いられ、無責任なうわさ、医療費の負担、捜査や裁判に関わる負担などが、本人だけでなく家族の生活を侵害し、生活の破綻につながることもあります。犯罪被害者は一部の特別な人ではなく、私たちがいつ犯罪に巻き込まれる当事者になるかもしれません。

2005年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行され、国や地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、被害者の人たちの権利・利益の保護を図ることが明文化されました。

この法律は「すべての犯罪被害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と述べています。

一方、ある家族は、子どもが殺人という罪を犯したため

に、地域の人々から「人殺し、ここから出ていけ…」などの言葉を毎日のように浴びせられています。ガラスを割られ、家にビラを貼られるなど、犯罪者本人だけでなくその家族までこのようにつらい思いをしている場合もあります。

加害者の家族がここでは被害者になっていると言えるかもしれません。

家族が罪を犯すと、多くのものを失いますが、被害者にも大切な家族がいるとともに、加害者にも家族がいて、ひっそりと社会の片隅で生活することを余儀なくされることもあります。

犯罪被害者の人々が立ち直り、平穏に暮らせるようになるためには、国や地方公共団体の施策だけでなく、地域の人々の理解と配慮、協力が不可欠です。

そして、犯罪被害者や加害者の家族が、周囲の好奇の目や中傷などにより生活が害されることのないよう、この人たちの置かれている状況に思いを寄せ、理解を深めていける地域社会でありたいものです。

人権擁護委員が委嘱されました

1月1日付けで、法務大臣から次の方が人権擁護委員に委嘱されました。

○篠原紀昭氏（今在家）・・・再任

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき委嘱された私たちの街の相談パートナーです。

暮らしの中での悩みや心配事、困り事のある方は、人権擁護委員にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

人権相談は毎月実施しており、日程や実施場所は、定期無料相談（34ページ）に掲載しています。

■問合せ 市庁舎新館1階 広報広聴課
TEL0897-52-1243

ありがとうございました

次の方々からまごころ銀行にご厚志をいただきました。

心からお礼申し上げます。（順不同 敬称略）

■個人

- 原 章二（楢木）
- 山内泰二（石田）
- 佐伯公春（丹原町鞍瀬）
- 真田静夫（吉田）
- 一色義徳（三津屋）

■各種団体

- (株)ダイナム
- 黒住教周布教会所婦人会
- 昭八会
- ボーイスカウト西条地区第12団

■問合せ

西条市社会福祉協議会 TEL0898-64-2600



春の全国火災予防運動

3月1日(日)～7日(土)



全国一斉に「春の火災予防運動」が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることにより火災の発生を防止し、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施されています。

▶平成27年春の火災予防運動啓発ポスター

